

沿岸漁場整備開発事業の推進

二百カイル時代を契機として、我が国漁業に占める沿岸漁業の重要性が再認識され、沿岸漁業の生産性の向上と漁家所得の増進を図る必要性が高まってきたことから、昭和四十九年五月に沿岸漁場整備開発法が制定され、沿岸漁場の整備開発を強力にかつ計画的に実施することになり、五十一年度から本事業が開始されました。

この事業の国の全体計画は、七年間に二千億円を投資する計画であり、本県の計画は、同じく七年間に五十九億円の事業を実施することとしており、五十四年度までの実績は計画の二九%で、ほぼ計画に沿った事業が実施されております。この沿岸漁場整備開発事業は、事業の性格が極めて公共性に富むことと、事業を安定的に実施する目的から、公共事業として実施されているもので、その事業の内容は、魚礁漁場造成事業、増養殖漁場造成事業、漁場保全事業の三種目に分

れています。本県で実施しているこれらの事業は次のとおりです。

魚礁漁場造成事業

沿岸の漁場に魚礁を設置して魚を集め、漁獲量を増加させようという努力は、かなり古くから行われてきました。が、国が補助事業として実施しはじめたのは、昭和二十七年頃からです。当時の魚礁は比較的浅いところに小規模の魚礁を設置していましたが、この事業を実施する過程で、さらに水深の深い場所に大型の魚礁を設置すれば効果が大きいことがわかってきたため、三十三年度から、従前の小型の魚礁を「並型魚礁」と呼ぶことにし、事業規模も一か所当り四〇〇空³m(空³mとは中空になった魚礁の容積)から二五〇〇空³m以下のものとし、事業規模一か所当り二、五〇〇空³m以上のものを「大型魚礁」と呼ぶことにし、設置場所も水深五十〜七十mの深い

ところとし、数漁協の範囲の人が利用できるようにしました。

さらに五十一年度から沿岸漁場整備開発事業を実施するに当り、並型、大型魚礁よりさらに大規模な魚礁漁場を造成することにあり、これを「人工礁漁場造成事業」として、おおむね一か所当り三万〜七万空³m規模の事業を、ほぼ四か年継続事業として実施することになりました。

並型魚礁設置事業

市町村が事業主体となって、昭和二十七年から五十四年度までの間に、県下の沿岸延二百四十八か所に、八七、五五〇空³m(一〜一・五m角コンクリートブロック魚礁四万九千二百八十二個)総事業費五億八千一百万円の事業を実施しました。が、五十五年度は、長洲町他二十市町二十三か所に、一・五m角コンクリートブロック魚礁三千四百個余を設置する計画であります。

大型魚礁設置事業

大型魚礁は、県が事業主体となり、昭和三十八年度以降五十四年度までの間に、延十八か所(天草西海三か所、不知

火海一か所、有明海二か所の六か所に重複して実施)に総事業費三億二千四百万円をもって、五四、五五〇空³mのコンクリートブロック魚礁及び組立魚礁を設置してきました。五十五年度は、有明海の湯島沖に組立魚礁二十一基を設置する計画です。

人工礁漁場造成事業

人工礁漁場造成事業は、一か所当りの事業規模三万〜七万空³m、事業費三〜七億円、実施期間四年、事前調査一年という大型の事業で、県が事業主体となって実施します。

この事業の規模を並型(四〇〇空³m)大型(二、五〇〇空³m)と単純に比較しますと、並型の百二十四倍、大型の二十倍の規模になります。

本県では、五十三年度から四か年事業として、まず天草西海の苓北町沖の大型魚礁のさらに沖合の水深七十〜八十mのところ造成中ですが、今後さらに適地に順次実施していく計画です。

苓北町沖に実施中の事業は、総事業費五億五千万円、組立式コンクリート魚礁(高さ三〜六m)二百九十五基、一・五m角型コンクリート魚礁二千七百九十一個を設置して、百八十七ヘクタールの魚礁

漁場を造成する計画です。

増養殖場造成事業

あさりの増殖漁場や、魚類養殖場の開発、あわび、くるまえば等の放流種苗、天然種苗等の保護育成を図る幼稚仔保育場の造成等をこの事業で実施しております。

大規模増殖場開発事業

本県のあさり漁業は、干潟域においてこのあさりの生産安定と増大を図るため、あさりの主産地の一つである玉名市の菊池川河口の漁場に、県が事業主体となり、五十三年度から四か年間の事業として、大規模増殖場開発事業を実施しております。

菊池川河口の漁場は、あさりの生育に適した干潟ですが、干潟の一部は地盤が高くなってあさりの生育に不適な地盤高になっているため、適当な高さまで削土するとともに、削土した土砂は、その周辺の地盤の低いところに盛土することによって、あさりの生育に適した漁場を開発しようとするもので、四か年間の総事業費四億九千五百万円、漁場造成面積六

十七・五ヘクタール、生産増大目標年間一、三五五トンの計画であります。

浅海漁場開発事業

本県の魚類養殖は、昭和四十年頃から始まり、ぶりの、まだいの養殖を中心にして、急速に発展してきましたが、養殖規模の拡大に伴い、養殖に適した漁場は殆んど利用され、一部には過密養殖の弊害も出ており、養殖業の安定的な発展を図るためには、多少風波の強い未利用漁場を開発する必要があります。

漁場造成事業

浅海漁場開発事業と同様の主旨で、市町村が事業主体となり実施する事業で、五十四年度から三か年事業として御所浦町牧本地区で、総事業費四億九千万円で、まだい養殖漁場造成事業を実施中で

す。

幼稚仔保育場造成事業

この事業は、自然の海の環境では、魚貝類の小さな子供が、他の魚の餌になり、餌不足のため餓死したりして大きく減耗する幼魚や稚貝の時期に、すみ易い場を与え、あるいは、人工種苗の放流を効果的に行うための場づくりをしようというものです。

本県では、五十一〜五十二年間に、あわびを対象とした事業を、また五十三年度にいしだいの幼魚を保護することを目的とした事業を実施してきましたが、五十四年度から、くるまえばの放流用種苗の中間育成を行い、種苗の放流効果をより高めることを目的にした人工干潟を造成する事業を、大矢野町が事業主体となり、総事業費二億五千万円、二か年計画で実施中であります。

漁場保全事業

この事業は、ビニールや各種の廃棄物、かき殻等が海底に堆積して、有用な水産生物が住みにくくなり、効用の低下した漁場において、これらの堆積物を除

去したり、干潟や海底の耕うん、しゅんせつ、作れいなどをすることによって、漁場の生産力を回復し、漁場の保全を図る事業です。

本県では、主に有明海、不知火海の干潟漁場の清掃、耕うん事業を市町村が事業主体となって実施しています。

海域総合開発調査

これまで、水産資源の維持培養を図るための栽培漁業の推進と、その受け皿となる漁場づくりについて述べて参りましたが、資源培養と漁場作りの事業を有機的に組み合わせ、総合的に実施することが、漁業生産の増大のため、より効果的であると考えられるところから、国は昭和五十三年度から、我が国の沿岸の代表的な特性をもつ海域で、その海域を総合的に開発するシステムを見出すための調査を「海域総合開発調査事業」としてスタートさせ、各県に委託して一海域三か年の調査事業を実施中であり、本県も天草北西海域を調査海域として指定されるよう、国に対して強力に要望しているところです。

(水産振興課)